

しんきん証券取引約款集 新旧対照表 (2024年1月4日現在)

新	旧
目次	目次
当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・ 3	金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・ 3
最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・ 6	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・ 6
無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44	外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

新	旧
【当社の勧誘方針】	【当社の勧誘方針】
(現行どおり)	(現行どおり)
【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】	【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】
(現行どおり)	(現行どおり)
【最良執行方針】	【最良執行方針】
(現行どおり)	(現行どおり)
【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】	【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】
(この約款の趣旨)	(この約款の趣旨)
1～6 (現行どおり)	1～6 (現行どおり)
7. ご質問・ご意見・苦情等	7. ご質問・ご意見・苦情等
当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の以下の窓口まで（書面等により）お申し出ください。	当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の以下の窓口まで（書面等により）お申し出ください。
【個人情報等に関する相談窓口】	【個人情報等に関する相談窓口】
しんきん証券株式会社	しんきん証券株式会社
<u>代表者：代表取締役社長 佐々木 英樹</u>	<u>代表者：代表取締役社長 工藤 淳</u>
監査部 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号	監査部 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
電 話：03-5250-1716	電 話：03-5250-1714
F A X：03-5250-1728	F A X：03-5250-1728
受付時間：月曜日から金曜日の 9:00 ～ 17:00	受付時間：月曜日から金曜日の 9:00 ～ 17:00
(ただし、祝日および年末年始を除く。)	(ただし、祝日および年末年始を除く。)
8. (現行どおり)	8. (現行どおり)
【無登録格付に関する説明書】	【無登録格付に関する説明書】
(現行どおり)	(現行どおり)
【お客様との取引に関する約款】	【お客様との取引に関する約款】
(現行どおり)	(現行どおり)
【保護預り約款】	【保護預り約款】
(現行どおり)	(現行どおり)

新	旧
<p style="text-align: center;">【振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【一般債振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【投資信託受益権振替決済口座管理約款】</p> <p>(この約款の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(振替決済口座) 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 3 当社は、<u>お客様から当社の定める時限において買付代金をお預かりしており、かつ、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録いたします。</u></p> <p>第3条～第21条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">【振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【一般債振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【投資信託受益権振替決済口座管理約款】</p> <p>(この約款の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(振替決済口座) 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。</p> <p>第3条～第21条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">【株式等振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【外国証券取引口座約款】</p> <p>(現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">【株式等振替決済口座管理約款】</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【外国証券取引口座約款】</p> <p>(現行どおり)</p>